

常任理事会会議次第

と き 令和4年2月25日(金) 午前10時30分

ところ Web会議(長建ビル会議室併用)

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(協議事項)

(1) 県と県協会の情報システムの共有について(案)……………資料No.1

(2) 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(運用)について…資料No.2

(報告事項)

(3) 第3回契約審議会について……………資料No.3

(4) 第3回災害時建築支援隊本部会議(Zoom)について……………資料No.4

(5) 信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会アンケート結果について…資料No.5

(6) メディアを活用したリクルーティング対策事業について……………資料No.6

(7) 建設現場の中学生職場体験学習の受入れについて(令和4年度以降の取組検討)…資料No.7

(8) 工事現場等における除雪経費の計上について……………資料No.8

(9) 令和3年度長野県優良技術者表彰について(当日配布)……………資料No.9

(10) 役員及び従業員人数・資格者調査について……………資料No.10

(11) 会員異動について……………資料No.11

(12) 行事予定について(当日配布)……………資料No.12

(13) その他

・除雪講習会について……………資料No.13

・建設業福祉共済団建設共済保険について……………資料No.14

・パワーハラスメント防止対策の強化について……………資料No.15

・生コン販売価格の改定について……………資料No.16

・建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直しについて(当日配布)…資料No.17

4 閉 会

道路・河川等管理情報システム小委員会

県と県協会の情報システムの共有について(案)

システムの共有については、次のとおりとする。(詳細は【資料1】参照)

【1】 情報共有の方法について

県及び県協会各々が情報システムを構築し、情報を共有する。

【2】 ライセンスの取得種類及び員数について

基本的な方針として、当初は最小限のライセンス取得とし、今後システムを運用していく段階で、必要に応じて増やしていく。ただし、予算との兼ね合いもありシステムの利用形態によっては、費用の負担について県と協議していく。

上記方針によりライセンスの取得は次のとおりとする。

ライセンスの種類	フィールドワーカー	ビューワー
員数(人)	1	15
管理者	県本部1人	各支部1人
員数の理由	フィールドワーカーが無いと、書き込みや編集ができないため、ライセンスの取得は必要であり、最小限とする。 (例) 不要な写真や訓練の情報は削除する等	基本的に1つのライセンスを支部どうしで使い回すことはできない。よって、災害状況を把握するには、最低、各支部で1人は持つことが必要である。 なお、ライセンスは支部内で共有する。

【3】 共有する情報の設定について

ライセンスの注文後、県及びシステム運営会社とシステム検討小委員会で協議を重ね、共有する情報を設定する。

情報システムの共有方法

共有に関する協議事項（県・協会・運営）

	<レイヤ構成>		閲覧	編集
✓ 相手方にどのレイヤを見せるか	レイヤ1		☐	☐
	レイヤ2		☐	—
✓ 編集を許可するかどうか （閲覧のみにするかどうか）	レイヤ3		—	—
	ベースマップ			
	共有設定のイメージ			

3

アプリとライセンス

【アプリ（スマホ）】

ArcGIS Survey123（サーベイ・ワン・ツー・スリー）※無料

- ・ スマートフォンで撮影した写真を位置情報付きで送信する（ライセンス不要）

【ライセンス】

FieldWorker（フィールドワーカー）

- ・ Webブラウザとスマートフォンアプリの両方で、【閲覧】【登録】【編集】が可能。 ※Collector、QuickCapture使用可能

Editor（エディター）

- ・ Webブラウザでのみ【閲覧】【登録】【編集】が可能。

Viewer（ビューワー）

- ・ Webブラウザでのみ【閲覧】が可能。

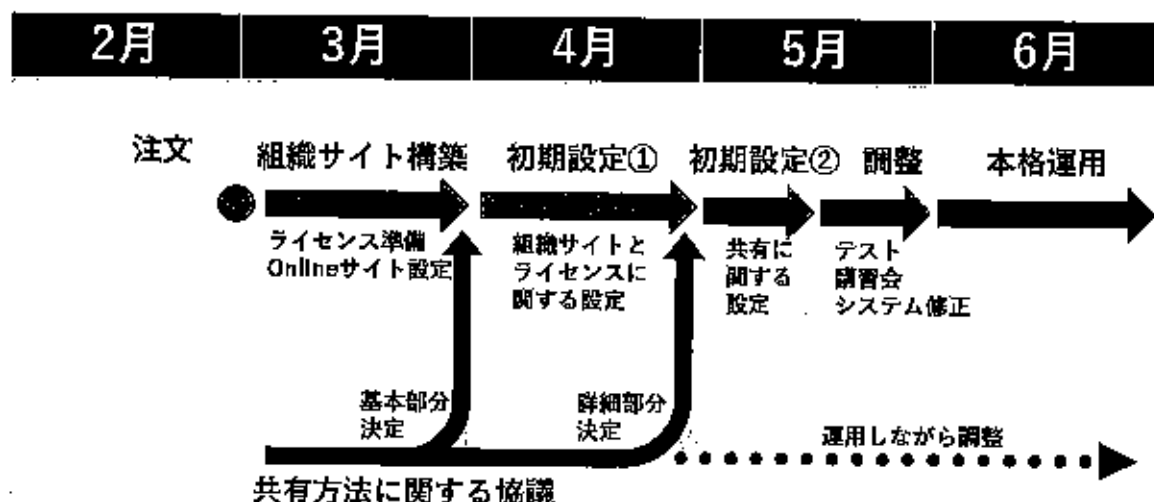
4

年間費用内訳

項目	内容	説明	数量	単位	単価	金額	備考1
直接人件費							
組織サイト管理費	組織サイト管理		0.1	人	¥40,000	¥4,000	
	ライセンス管理						ライセンス、ユーザー管理・サポート
	FieldWorker	0.1人/ライセンス数	0.1	人	¥40,000	¥4,000	
	Viewer	0.05人/ライセンス数	0.0	人	¥40,000	¥2,490	
講習会	Web講習会		0.5	人	¥40,000	¥20,000	約1時間、オンライン形式、準備含む
直接人件費計						¥60,900	
直接経費							
管理用ライセンス使用料	Creator		1	ライセンス	¥90,000	¥90,000	受注者かシステム管理に使用
ライセンス使用料	FieldWorker		1	ライセンス	¥60,000	¥60,000	
	Viewer		15	ライセンス	¥10,000	¥270,000	
直接経費計						¥420,000	
直接原価						¥480,900	直接人件費+直接経費
その他原価						¥32,795	直接人件費×0.5385
業務原価						¥513,695	直接原価+その他原価
一般管理費						¥275,635	業務原価×0.5385
業務価格計						¥789,330	業務原価+一般管理費
業務価格計(税込)						¥889,000	

7

今後の手続きについて



8

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置



国土交通省

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

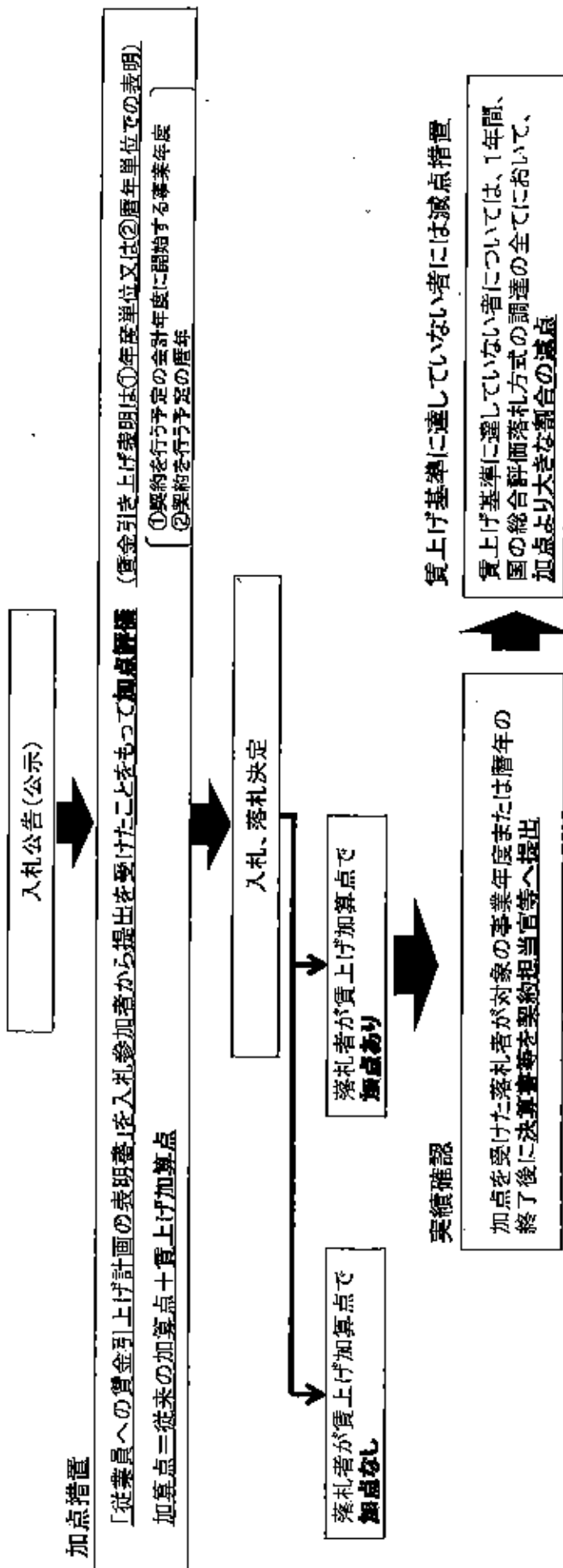
■適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)

■加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業: 3%、中小企業等: 1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点は希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合より大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点点措置 賃上げ実績の確認の運用等について

賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の賃上げは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

（事業年度単位の賃上げを表明した場合）法人事業概況説明書

別紙3 法人事業概況説明書

別紙3 法人事業概況説明書

1. 法人の基本情報

2. 事業内容

3. 賃上げの実績

4. 賃上げの根拠

5. 賃上げの計画

6. 賃上げのその他の事項

7. 賃上げのその他の事項

8. 賃上げのその他の事項

9. 賃上げのその他の事項

10. 賃上げのその他の事項

11. 賃上げのその他の事項

12. 賃上げのその他の事項

13. 賃上げのその他の事項

14. 賃上げのその他の事項

15. 賃上げのその他の事項

16. 賃上げのその他の事項

17. 賃上げのその他の事項

18. 賃上げのその他の事項

19. 賃上げのその他の事項

20. 賃上げのその他の事項

21. 賃上げのその他の事項

22. 賃上げのその他の事項

23. 賃上げのその他の事項

24. 賃上げのその他の事項

25. 賃上げのその他の事項

26. 賃上げのその他の事項

27. 賃上げのその他の事項

28. 賃上げのその他の事項

29. 賃上げのその他の事項

30. 賃上げのその他の事項

31. 賃上げのその他の事項

32. 賃上げのその他の事項

33. 賃上げのその他の事項

34. 賃上げのその他の事項

35. 賃上げのその他の事項

36. 賃上げのその他の事項

37. 賃上げのその他の事項

38. 賃上げのその他の事項

39. 賃上げのその他の事項

40. 賃上げのその他の事項

41. 賃上げのその他の事項

42. 賃上げのその他の事項

43. 賃上げのその他の事項

44. 賃上げのその他の事項

45. 賃上げのその他の事項

46. 賃上げのその他の事項

47. 賃上げのその他の事項

48. 賃上げのその他の事項

49. 賃上げのその他の事項

50. 賃上げのその他の事項

51. 賃上げのその他の事項

52. 賃上げのその他の事項

53. 賃上げのその他の事項

54. 賃上げのその他の事項

55. 賃上げのその他の事項

56. 賃上げのその他の事項

57. 賃上げのその他の事項

58. 賃上げのその他の事項

59. 賃上げのその他の事項

60. 賃上げのその他の事項

61. 賃上げのその他の事項

62. 賃上げのその他の事項

63. 賃上げのその他の事項

64. 賃上げのその他の事項

65. 賃上げのその他の事項

66. 賃上げのその他の事項

67. 賃上げのその他の事項

68. 賃上げのその他の事項

69. 賃上げのその他の事項

70. 賃上げのその他の事項

71. 賃上げのその他の事項

72. 賃上げのその他の事項

73. 賃上げのその他の事項

74. 賃上げのその他の事項

75. 賃上げのその他の事項

76. 賃上げのその他の事項

77. 賃上げのその他の事項

78. 賃上げのその他の事項

79. 賃上げのその他の事項

80. 賃上げのその他の事項

81. 賃上げのその他の事項

82. 賃上げのその他の事項

83. 賃上げのその他の事項

84. 賃上げのその他の事項

85. 賃上げのその他の事項

86. 賃上げのその他の事項

87. 賃上げのその他の事項

88. 賃上げのその他の事項

89. 賃上げのその他の事項

90. 賃上げのその他の事項

91. 賃上げのその他の事項

92. 賃上げのその他の事項

93. 賃上げのその他の事項

94. 賃上げのその他の事項

95. 賃上げのその他の事項

96. 賃上げのその他の事項

97. 賃上げのその他の事項

98. 賃上げのその他の事項

99. 賃上げのその他の事項

100. 賃上げのその他の事項

年度終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

（暦年単位の賃上げを表明した場合）
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

別紙4

別紙4

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

1. 法人の基本情報

2. 事業内容

3. 賃上げの実績

4. 賃上げの根拠

5. 賃上げの計画

6. 賃上げのその他の事項

7. 賃上げのその他の事項

8. 賃上げのその他の事項

9. 賃上げのその他の事項

10. 賃上げのその他の事項

11. 賃上げのその他の事項

12. 賃上げのその他の事項

13. 賃上げのその他の事項

14. 賃上げのその他の事項

15. 賃上げのその他の事項

16. 賃上げのその他の事項

17. 賃上げのその他の事項

18. 賃上げのその他の事項

19. 賃上げのその他の事項

20. 賃上げのその他の事項

21. 賃上げのその他の事項

22. 賃上げのその他の事項

23. 賃上げのその他の事項

24. 賃上げのその他の事項

25. 賃上げのその他の事項

26. 賃上げのその他の事項

27. 賃上げのその他の事項

28. 賃上げのその他の事項

29. 賃上げのその他の事項

30. 賃上げのその他の事項

31. 賃上げのその他の事項

32. 賃上げのその他の事項

33. 賃上げのその他の事項

34. 賃上げのその他の事項

35. 賃上げのその他の事項

36. 賃上げのその他の事項

37. 賃上げのその他の事項

38. 賃上げのその他の事項

39. 賃上げのその他の事項

40. 賃上げのその他の事項

41. 賃上げのその他の事項

42. 賃上げのその他の事項

43. 賃上げのその他の事項

44. 賃上げのその他の事項

45. 賃上げのその他の事項

46. 賃上げのその他の事項

47. 賃上げのその他の事項

48. 賃上げのその他の事項

49. 賃上げのその他の事項

50. 賃上げのその他の事項

51. 賃上げのその他の事項

52. 賃上げのその他の事項

53. 賃上げのその他の事項

54. 賃上げのその他の事項

55. 賃上げのその他の事項

56. 賃上げのその他の事項

57. 賃上げのその他の事項

58. 賃上げのその他の事項

59. 賃上げのその他の事項

60. 賃上げのその他の事項

61. 賃上げのその他の事項

62. 賃上げのその他の事項

63. 賃上げのその他の事項

64. 賃上げのその他の事項

65. 賃上げのその他の事項

66. 賃上げのその他の事項

67. 賃上げのその他の事項

68. 賃上げのその他の事項

69. 賃上げのその他の事項

70. 賃上げのその他の事項

71. 賃上げのその他の事項

72. 賃上げのその他の事項

73. 賃上げのその他の事項

74. 賃上げのその他の事項

75. 賃上げのその他の事項

76. 賃上げのその他の事項

77. 賃上げのその他の事項

78. 賃上げのその他の事項

79. 賃上げのその他の事項

80. 賃上げのその他の事項

81. 賃上げのその他の事項

82. 賃上げのその他の事項

83. 賃上げのその他の事項

84. 賃上げのその他の事項

85. 賃上げのその他の事項

86. 賃上げのその他の事項

87. 賃上げのその他の事項

88. 賃上げのその他の事項

89. 賃上げのその他の事項

90. 賃上げのその他の事項

91. 賃上げのその他の事項

92. 賃上げのその他の事項

93. 賃上げのその他の事項

94. 賃上げのその他の事項

95. 賃上げのその他の事項

96. 賃上げのその他の事項

97. 賃上げのその他の事項

98. 賃上げのその他の事項

99. 賃上げのその他の事項

100. 賃上げのその他の事項

暦年終了後に前年分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

同等の賃上げ実績と認めることができる具体的な場合の例



○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
 - ⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
 - ⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
 - ⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
 - ⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

差出人: 足立としゆき <office7@adachi-t.jp>
送信日時: 2022年2月18日金曜日 11:07
宛先: sennmu-d@choken.or.jp
件名: 速報【設計労務単価等の引き上げ発表】

速報【設計労務単価等の引き上げ発表】

足立としゆき夢だより

R4.2.18

皆さん待望の「公共工事設計労務単価」、「設計業務委託等技術者単価」の引き上げについて、国土交通省から発表がありました。

令和4年3月1日から適用されるもので、「設計労務単価」は、主要12職種の全国平均で前年度比+3.0%アップ、平成25年度以降10年連続の引き上げとなりました。

また、「技術者単価」についても、全職種平均で前年度比+3.2%のアップで、同じく平成25年度以降10年連続の引き上げとなりました。

令和3年12月に財務省及び国土交通省から総合評価落札方式での賃上げ加算措置の通知が出ていますが、設計労務単価、技術者単価ともに賃上げの表明を自信を持って行っていただける水準へのアップが行われたと考えますので、よろしくお願いいたします。

【国土交通省サイト】公共工事設計労務単価、技術者単価の改定について

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00077.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000865.html

*本メールは、建設ゆめクラブ会員の皆様のほか、これまでに足立としゆきまたは後援会スタッフが名刺交換をさせていただいた方にも配信しております。[後援会事務局]

足立としゆき後援会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-4-1 九段ウィズビル 5 階

TEL.03-6256-8336

FAX.03-6256-8337

足立としゆきホームページ:<http://www.adachi-toshiyuki.jp>

足立としゆきフェイスブック:<https://www.facebook.com/Adachi.Toshiyuki501/>

足立としゆきInstagram:https://www.instagram.com/adachi_toshiyuki_san501/

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 1

※設計労務単価の概要

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比; +3. 0% (平成24年度比; +57. 6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比; +2. 5% (平成24年度比; +57. 4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4. 4%	運転手 (一般)	20,797円	+4. 0%
普通作業員	19,538円	+3. 1%	型枠工	26,246円	+2. 3%
軽作業員	14,999円	+1. 2%	大工	25,156円	+1. 9%
とび工	25,512円	+1. 5%	左官	24,839円	+2. 8%
鉄筋工	25,801円	+3. 3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3. 7%
運転手 (特殊)	23,979円	+4. 4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3. 2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

国交省が新労務単価

長野県は1.9%上昇

3月1日から適用

主要8職種平均
過去最高を更新

国土交通省は18日、3月1日から適用する公共工事設計労務単価を公表した。前回同様、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、前年度を下回った単価は前年度単価に据え置く特別措置を実施。長野県は設定49職種中、37職種が上昇、12職種が据え置き(うち特別措置適用は高級船員を除く11職種)。単純平均値は前回2021年3月改定単価に比べ1.9%上昇する。前回改定時の伸び率は1.3%で、上昇幅はさらに拡大した。

主要8職種の平均労務単価は2万1850円。改定前に比べ450円増、率にして2.1%の上昇。同平均労務単価は長野オリンピックが開かれた1998年の2万1463円をピークに下降し、2011年には1万4150円まで落ち込んだが、13年からは上昇に転じ、今回、過去最高値を更新した。(2面へ)

2022年3月適用公共工事設計労務単価【長野県】

金額単位：円

特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工
23,800	20,400	15,800	21,800	26,500	24,600	25,200	23,600	22,600
900	600	0	400	900	0	0	0	800
3.9%	3.0%	0.0%	1.9%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%
鉄筋工	鉄骨工	造橋工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世帯後	さく岩工
24,300	24,600	25,800	27,300	22,700	19,800	31,300	37,800	31,500
500	0	1,000	0	700	700	700	1,200	300
2.1%	0.0%	4.0%	0.0%	3.2%	3.7%	2.3%	3.3%	1.0%
トンネル特殊工	トンネル作業員	トンネル世帯後	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世帯後	土木一般世帯後	高級船員	普通船員
34,000	25,700	33,900	30,800	31,400	34,000	24,900	30,700	24,200
600	600	200	0	0	200	900	0	100
1.8%	2.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	3.8%	0.0%	0.4%
潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工
40,400	27,400	28,600	27,100	41,300	23,400	25,200	23,400	22,300
1,000	1,000	1,000	0	1,500	200	0	400	600
2.5%	3.6%	3.6%	0.0%	3.8%	0.9%	0.0%	1.7%	2.6%
はり工	防水工	板金工	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	タクト工	保温工
25,800	25,600	26,400	25,700	27,500	26,700	24,500	22,600	23,100
500	300	500	800	0	800	0	800	400
2.0%	1.2%	1.9%	3.0%	0.0%	3.1%	0.0%	3.7%	1.8%
設備接続工	交通誘導員A	交通誘導員B	タイリ工	全職種単純平均				
23,300	13,700	11,700	22,600	26,037				
900	600	300	800	479				
1.3%	4.5%	2.6%	3.7%	1.9%				

※中段は前年度比、下段は増減率
※緑掛はコロナ禍を考慮し、特別措置を適用した単価

技術者単価3.2%上昇

国土交通省は18日、給与実態調査結果に基づく2022年度の「設計業務委託等技術者単価」を公表した。全20職種が対象で、平均基準日額は全職種平均4万2195円、対前年度比3.2%の上昇となった。13年度から10年連続で増加し、単価の公表を開始した1997年度以降では最高値を更新している。設計業務は平均5万100円、測量業務は平均3万5820円、航空・船舶関係業務は平均4万円、地質調査業務は平均3万8033円となった。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を下回った単価は前年度単価に据え置く特別措置を4職種で実施した。特別措置を行わなかった場合の伸び率は2.7%の上昇だった。また、働き方改革の進展等を踏まえ、新たに時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映させている。

公共工事設計労務単価と同様に3月1日以降に入札を行う案件から前倒しで新単価が適用される。

前年度比の伸び率は、設計業務が1.3%増、測量業務が5.2%増、航空・船舶関係業務が3.7%増、地質調査業務が5.3%増だった。

上昇が始まる前の12年度単価との比較では、全職種平均で35%増、設計業務は30.7%増、測量業務は57.9%増、航空・船舶関係業務は31.8%増、地質調査業務は39.5%増となる。

■設計業務

技術者の職種	2021基準 日額(円)	2022基準 日額(円)	増減対象 賃金比
主任技術者	<69,800>	70,600	60%
理事、技師長	65,600	68,900	50%
主任技師	57,400	58,600	55%
技師(A)	51,200	<51,200>	60%
技師(B)	<40,600>	41,600	60%
技師(G)	32,800	<32,800>	60%
技術員	29,000	<29,000>	60%
職階平均	49,471	50,100	

■測量業務

測量主任技師	45,700	48,000	60%
測量技師	<40,000>	42,200	55%
測量技師補	30,700	32,400	60%
測量助手	29,600	31,100	60%
測量補助員	24,200	25,400	65%
職階平均	34,040	35,820	

■航空・船舶関係

操縦士	<53,400>	55,300	40%
整備士	40,700	42,200	55%
撮影士	37,300	39,300	65%
撮影助手	31,800	<31,800>	65%
測量船操縦士	29,700	31,400	50%
職階平均	38,580	40,000	

■地質業務

地質調査技師	47,500	50,100	55%
主任地質調査員	<35,000>	36,800	55%
地質調査員	25,900	27,200	55%
職階平均	36,133	38,033	

※<>書きは特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価

令和3年度 第3回契約審議会について

1 次第、資料：別紙

2 主な質問意見

(1) 建設工事の入札参加者の状況について

Q1（堀越委員）平均参加者が減少傾向であるが、入札参加に当たり総合評価がネックになっている業者があると聞くが（ランクにより評価点が限られるため）総合評価との比較はあるか。

A1（技術管理室）総合評価との比較は今後検討する。

A2（木下会長）総合評価は、技術等専門分野に強い人が優位で受注できるので、総合評価の方が参加者少なくなると思うが、何社位が望ましいかは議論のある所。逆に30社も応札するのは問題だと思う。ここ2年位は災害の関係もあり応札者が減っていると思う。

(2) 建設工事に係る公募型見積合わせの試行について

Q1（吉野委員）見積業者選定方法は具体的にどう行うのか。受注希望型は予め入札要件等が決まっているが。

A2（技術管理室）公告文に要件があるので、その確認をして価格の一番低い者へ見積依頼する。

Q2（吉野委員）最低制限価格はあるのか。

A2（技術管理室）ない。価格で決める。災害復旧で応札者が少ないと予想される案件なので、低入札は想定していない。

（碓井委員長）公募するとは複数応札があることを前提としているので、矛盾しないか。

Q3（吉野委員）品質確保の観点から、ダンピング対策として低入札になった場合の対策を予め定めておくべきと思う。

Q4（森委員）通常の総合評価落札方式の場合は疑義照会があるが、公募型にはないのか。

A4（技術管理室）事務の流れには書いて無いが、質問手続きはある。

Q5（森委員）大規模災害の定義は。

A5（技術管理室）通常一般的概念の被害甚大、広域的災害。

Q6（田村委員）多くの質問意見があるので、報告事項でなく本来審議事項出ないか。

A6（技術管理室）災害復旧工事という緊急を要する案件に対応することで今回試行させていた。

(3) 建設工事における全国の落札率の推移について

Q1（森委員）全国の入札参加者数のデータはあるか。

A1（技術管理室）データはない。

3 その他

Q1（湯本委員）建設業許可事務が令和4年から本庁に一元化されると言うことであるが、状況を共有したい。

A1（建設業係）これから周知に努める。建設業者に寄り添っていきたい。

資 料 一 覧 表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 . . . 資料1 (P 1)

報告事項

- ア 建設工事に係る公募型見積合わせの導入について . . . 資料2 (P 3)
- イ 建設工事等における全国の落札率の推移 . . . 資料3 (P 5)
- ウ 清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 . . . 資料4 (P 6)

前回審議会の主な意見

【令和3年度第2回契約審議会(9月2日)】

資料1

項 目	路組 番号	委員	意見の要旨	回答・対応策等
(2) ア 原の契約状況の把握		委員長	資料2について ・その他の契約が一掃多くなっていて、コロナ協定の支援金ということですが、これは県外の本店というのがメインになっていて、県内の本店では困難であったのか。	・いずれも大規模な事業であったことから、事業の継続が困難な状況が現れ、人件やネットワークを有する事業等の中から、当該事業が撤退されたものと考えます。県外本店にはありますが、県内支店が撤退して営業を継続してあります。 ・コロナに関連する事業の多くが、県外本店の事業者が契約対象となり、何れも大規模な事業であったことが主な要因だと考えます。ただし、県内支店が契約しておりまして、県内支店の皆さんの健康のために支出されております。
		委員	・県内本店と県外本店の伸び率の違いはどのような要因か。	
		相模委員	・契約期間が「全額返却」及び「県外の契約期間を延長します」とありますが、これが全体なのかどうか、どのぐらいの割合を占めているのかということを知りたい。この契約が全体の8割9割占めているのであれば良いが、半分程度であれば重慶会として判断できないのではないかと。	
		田村委員	資料3について ・契約期間が年々短くなっている中で、平均参加率が右肩下がりである。国土建初北の関係で事業量が落ちる場合は、平均参加率も落ちると見ているのか。県としては、どのような対策を取る予定か。	
		相模委員	・総合計画方式の工事の地域貢献について非常に増えているわけですが、今後そのような傾向が続くのか。	
(2) イ 建設工事の総合評価方式における加算対象減災	75	委員	・地域貢献(金額)が、松本や北信は、令和2年度、3年度を比較すると、20%から30%の増減がある。原因は何か。	・国土建初北や災害復旧等の事業量増加に伴う一時的な増加と考えています。 ・地域貢献(金額)について、松本では松本トンネル工事、北信では松本橋梁工事と大きな案件が地元への発注となったためですが、地元発注率(件数)は例年並みです。水戸建設は、令和2年度、3年度ともに大きな建設工事が増えられ、これらが地元への発注が受注したためです。
		西村委員	・平均23年度から平均28年度にかけてにわたる総額のトレンドを見ると、発注件数と平均参加率が共に減少する傾向がある。発注件数が減っているという傾向が強いのか。	
		相模委員	・業務委託の平均参加率が建設工事や森林整備事業に比較すると低い。その要因はどうか。	
		相模委員	・建設、森林関係などでも、不測がかなりの件数になっております。最終的に予定していた事業が年度内に実施することができずに終わっているのか、ほぼできていますのか。	
		相模委員	・建設、森林関係などでも、不測がかなりの件数になっております。最終的に予定していた事業が年度内に実施することができずに終わっているのか、ほぼできていますのか。	
(2) ウ 清瀬、養護業務に於ける加算対象減災の実施状況	10	委員	・清瀬、養護業務に於ける加算対象減災の実施状況	・建設、森林関係などでも、不測がかなりの件数になっております。最終的に予定していた事業が年度内に実施することができずに終わっているのか、ほぼできていますのか。

建設工事に係る公募型見積合わせの導入について

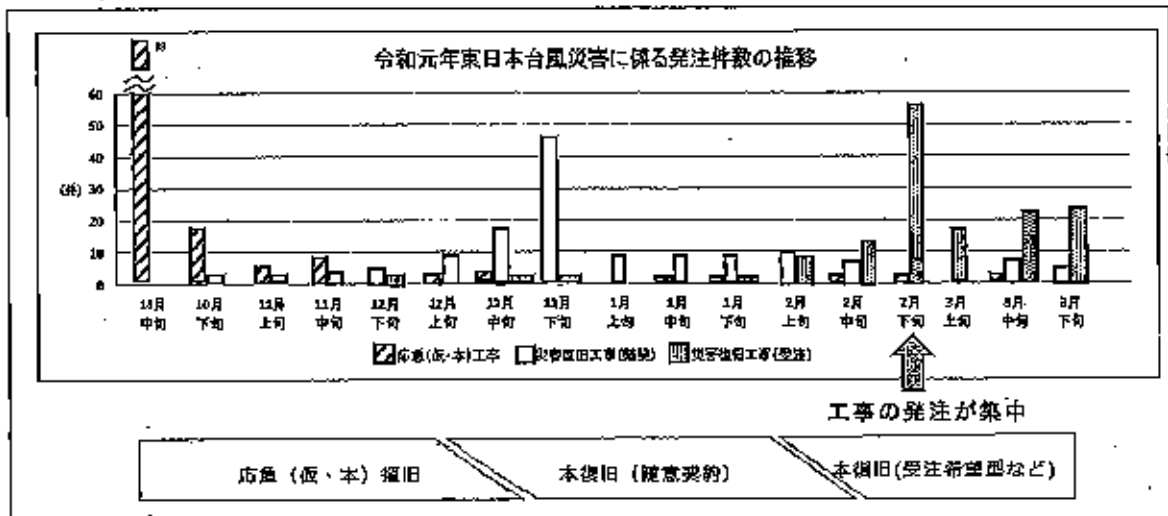
【取組番号 61】

○導入の背景

1 自然災害の頻発化・激甚化

令和元年東日本台風災害、令和2年7月豪雨災害、令和3年8月大雨災害 など

2 大規模災害時における入札契約



- (1) 復旧工事が急激に増加、同時期に集中
- (2) 労働力や資材などの調達環境の悪化
- (3) 一時的な需給ひっ迫による入札不調等の増加
- (4) 入札契約事務の長期化による復旧の遅れ、社会経済・住民生活への影響

3 復旧工事の迅速かつ円滑な実施

大規模災害時には、相当数の入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、このような状況下においても迅速かつ円滑に工事着手できる制度を検討

➡ 建設工事に係る公募型見積合わせの試行

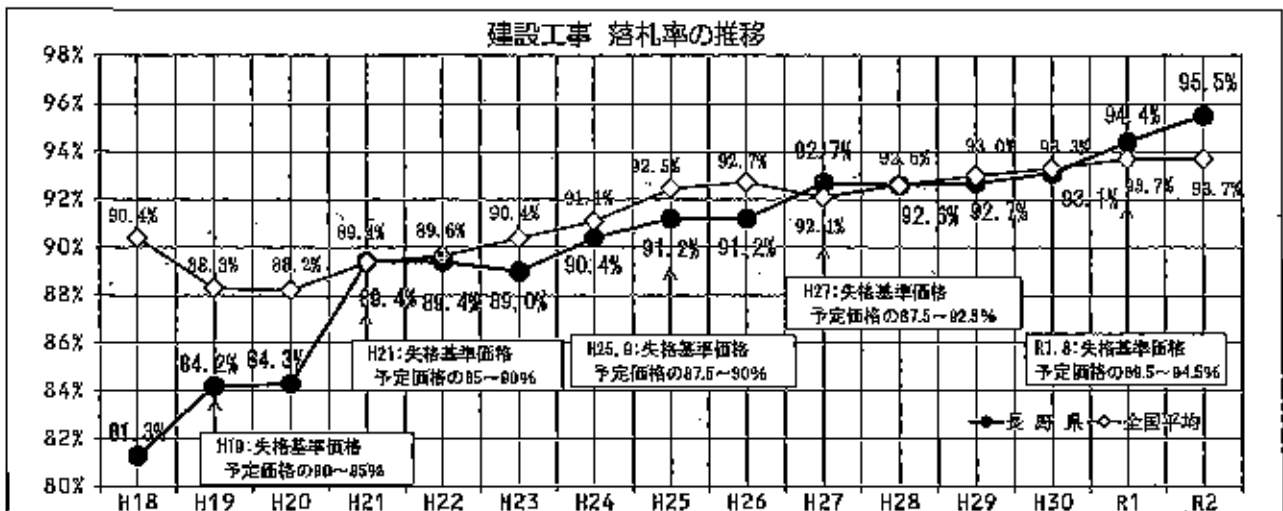
別紙

建設工事等における全国の落札率の推移

1 建設工事

【取組番号3】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
長野県	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%	92.7%	93.1%	94.4%	95.5%
全国平均	90.4%	88.3%	88.2%	89.4%	89.6%	90.4%	91.1%	92.5%	92.7%	92.1%	92.6%	93.0%	93.3%	93.7%	93.7%

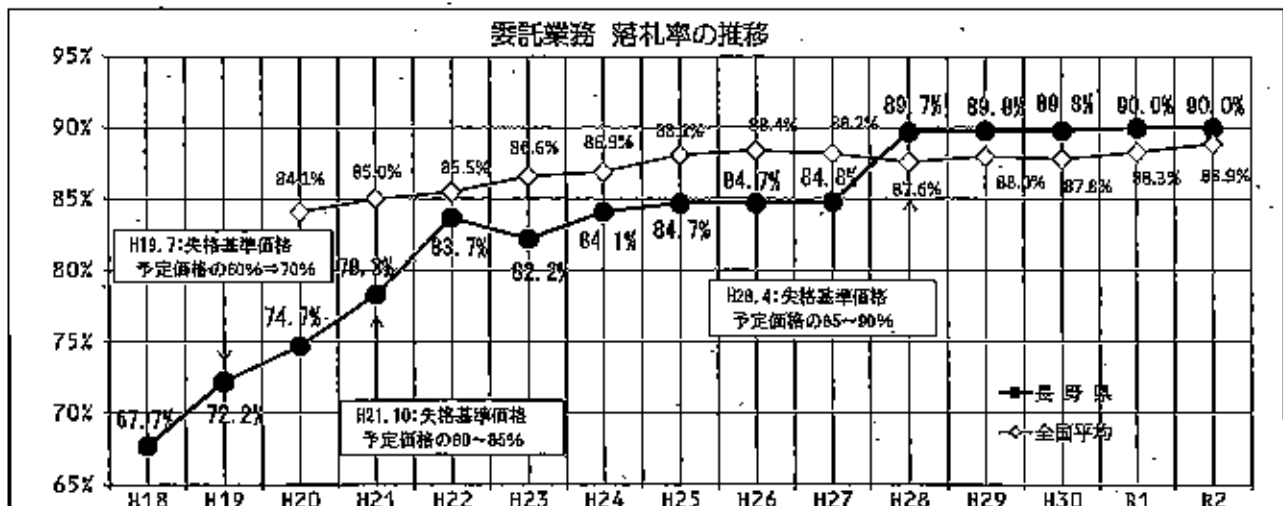


※ H26までの値は「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について(国土交通省、総務省、財務省調べ)」による。

※ H26年度は鳥取県調べ、H27年度からは長野県調べによる。

2 委託業務

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
長野県	67.7%	72.2%	74.7%	78.3%	83.7%	82.2%	84.1%	84.7%	84.7%	84.8%	89.7%	89.8%	89.8%	90.0%	90.0%
全国平均			84.1%	85.0%	85.5%	86.6%	86.9%	88.1%	88.4%	88.2%	87.6%	88.0%	87.8%	88.3%	88.9%



※ H25年度までは宮城県調べ、H26年度からは長野県調べによる。

令和4年1月28日（金）13:30～

第3回災害時建築支援隊本部会議（Zoom）

次 第

1. 開 会

2. 換 拶

3. 議事事項

(1) 災害時建築支援隊支部会議の開催状況について・・・・・・・・・・資料1

① 開催状況資料説明

② 各支部の開催状況

(2) 意見等を踏まえた対応について・・・・・・・・・・資料2

① 隊員の理解度について

② 協会内での協力、連携について

③ 関係団体との協力、連携について

④ 標準工程表等の作成について

⑤ 「長野県建築相談連絡会」及び「長野県災害支援活動建築団体連合会」への
参加について

(3) 今後の予定について

(4) その他

4. 閉 会

第3回災害時建築支援隊本部会議（Zoom） 概 要

1. 挨拶（唐木担当副会長、堀内本部支援隊長）

（唐木担当副会長）本年度3回目の本部会議であるが、コロナの影響により Zoom 会議となりました。本日は支部会議開催状況の報告と今後の活動内容について検討いたします。

（堀内支援隊長）各支部におきまして支部支援隊会議を実施いただき、ありがとうございました。支部会議ではまだ隊員の反応も今一つでしたが、皆様の考えをいただきながら進めていくしかないのですのでよろしくお願いします。

2. 議事事項

（1）災害時建築支援隊支部会議の開催状況について（報告）

① 開催状況：15支部中14支部で開催され、161社中120社が参加した。

（2月8日現在：15支部中15支部で開催、161社中124社が参加）

② 各支部の開催状況：各支部隊長より説明（資料1）

（2）意見等を踏まえた対応について

※支部会議において出された個別の意見等に対する本部回答を資料1に記入済み。

① 隊員の理解度について

今回の支部会議開催の目的のひとつに隊員の理解を深めることがあったが、まだ検討が必要な事項が多く踏み込んだ議論はこれからとなる。

② 協会内での協力、連携について

基本的には支部毎での対応を基本として検討を進め、隊員数の少ない支部や災害規模が大きい場合などの状況には、その内容に応じて隣接支部間や4ブロックでの連携などについて検討を広げていくのがよいのでは。

③ 関係団体との協力、連携について

下請けや資材納入業者、電気や設備業者など施工に直接かわる業者との協力の仕方や、その他、全木協やプレハブ協会などとの関連他団体との協力の在り方などを研究していく。まず、事務局でどのような団体があるか調査、確認する。

④ 標準工程表等の作成及び実施能力の把握について

「標準工程表」の作成については、協力会社を含めた実際の対応を明らかにしていく必要がありその検討は重要である。

また、資材確保や技能者などについての施工能力の把握も重要である。

さらに、実際に仮設住宅を建設してみることにしても、どうすれば可能か研究する。

⑤ 「長野県建築相談連絡会」及び「長野県災害支援活動建築団体連合会」への参加について

「長野県建築相談連絡会」の参加については、年度内に意思表示していく。

また、「長野県災害支援活動建築団体連合会」の参加については、現参加団体や県とも調整が必要となるため、次年度の参加を目指して対応していく。

（3）今後の予定について

年度内に、ワーキンググループ会議を開催し、本日出た事項について具体的に検討する。また、各ブロックなどで分担しての検討するやり方についても研究する。

No	支部名	1 開催日	2 参加者数	3 会議内容	4 出た意見等 5 支部の課題、本部への要望等	支援隊本部回答 (案)
006	飯田	12/4	13 / 16	・災害時建築支援隊結成の意味と経緯 説明：令和元年度19号台風時事例を挙げて ・災害時建築支援隊本部の活動説明 ・災害時建築支援隊本部の今後の必要と思われる事項説明 ・資料（図面・内訳書一部含む）配布	4①当支部が被災地となり、支援活動が出来ない場合はどうするのか？また、活動不可能な場合は近隣支部より応援が来るのか？ 4②自分の仕事を放って支援活動に協力することが可能か？ 5①支援組織の確立と準備（・元請となる幹事会社の決定・協力専門業者の決定・図面に基づく見積作成・プレイバック入力までしておきたい） 5②専門協力業者の少ない地域 5③自分の仕事を放って支援活動に協力することが可能か？ 5④飯田支部は協会に建築部門が無く、別組織として建築業協会の選定を行った方が良い。 5⑤支援隊の下部組織として、下請の大工さん等の把握をしておくべきではないか。	4①：広域災害あるいは大規模災害等で単独支部のみでは、対応が難しい場合は近隣支部の連携を行うことで対応していければと思います。 4②・5③：災害によりもたらされた状況と、会社の仕事状況に応じて会社として判断となると思いますが、土木災害対応と考えると同じだと思います。 5④：地域の事情により他団体との連携が必要なケースがあると思います。今後、どんな形で連携がよいか検討します。 5⑤：人材を含め実際の施工体制や施工能力の把握が必要になると考えられます。
007	木曾	12/21	4 / 4	・建築支援隊のこれまでの検討内容についての説明 ・建築支援隊の木曾支部の課題・意見等について	4①町村への情報提供をしてほしい 4②町村の空き家情報等の調査を進めてほしい 4③建設事務所建築課と建築支援隊の懇談会を開催する 5①建築の会員数が少ない 5②プレカット等の工場がない 5③空き家住宅リフォームが現実的である	4①：体制が整い次第情報提供したいと思います。 4②：昨年度行政建物について実施しましたが、民間住宅については必要性を検討します。 4③：県の現地機関との情報交換、意見交換を進めていただきたいと思います。
008	松筑	12/21	12 / 12	・災害時建築支援隊の組織化までの経緯、支部会費の目的について ・災害時建築支援隊の主な活動について ・意見及び支部の課題について ・その他	4①災害が発生した場合は、平時と違い、いろいろな動きになるの で、今後考えていきたい。 4②支援隊メンバーは、松本8社、塩尻3社、生坂1社と地域が 隔っている為、今後担当地区を分けて検討したい。 4③可能であれば、候補地に一戸建設してみる事も必要と思う。 5①安曇野市明科地区と松本市梓川地区の取り扱い。 5②資材、電気設備等について、現在は資材の高騰や在庫がない状 況で安定した供給がされないの、今後も資材確保等の問題が出 てくる。 5③「長野県建築相談連絡会」と「長野県災害支援活動建築団体連 絡会」に加入することになっているので、この団体の存在を広め ていくために、加入を進めてほしい。	4①：本部でも研究して参ります。 4②：地域状況に応じて対応をよろしくお願いたします。 4③：よいご提案ですので、どうしたら実施できるか研究して参ります。 5④：「長野県建築相談連絡会」については今年度内に、「長野県災害支援活動建築団体連絡会」については関係者の調整が必要なことから次年度に加入して参りたい。

No	支部名	1 開催日	2 参加者数	3 会議内容	4 出た意見等 5 支部の課題、本部への要望等	支援隊本部回答（案）
011	更埴	2/8	4 / 4	- 建築支援隊のこれまでの経緯説明 - 災害時支援隊の主な活動について - 市急仮設住宅の説明 - 意見交換及び課題、台風19号災害時の問題点ほか	4①当支部が被災した場合は、支援活動どころではないと想定される。近隣支部との連携が必要。逆に近隣で災害が発生した場合は支援する体制を整える。 4②建築資材、住居の品薄感があります。備蓄もするにも経費がかかります。発災50日で完成するのが疑問である。 5①災害時の発注体制を明確にして指示連絡をして頂いたうえで支部内での支援活動が徹底できる体制をつくる。 5②日頃より支援隊メンバーの連絡ツールを活用し情報共有とコミュニケーションを深める。 5③千曲市、坂城町との災害協定、及び千曲市危機管理防災課との打合せを行い災害に備える。19号災害の際は、日頃の付き合いから建設課からの緊急の依頼もありその対応も発生していた。柔軟に	4①：参加社会数が少ない支部については、連携は必須となるので研究して参りたいと思います。 4②：ご指摘のとおり資材確保に日数を要しているものは特殊事情である程度やむを得ないと思います。 5①：発注体制を明確にした上での対応は特に重要なことと考えます。 5②③：支援隊メンバー間や市町村との情報共有やコミュニケーションは平時から確立しておくことが大切だと思います。
012	須坂	12/6	3 / 3	・経過説明	4①心急仮設住宅について ・標準工費表の作成が必要 ・準備期間を含めて、県の要請に突臨したうえられるのか ・災害時の施工体制は、支部単位では無理がある。せめて4ブロック単位・すでに、ブレハブ建築協会、全国木造建築事業協会が全国で応急仮設住宅の実績を積んでいる中で、協会として手を挙げる必要があるのか ・多くの組合員が建築の作業員を抱えていない中で、実際には下請け頼みとなる ・下請けが木建協の会員である場合、支援隊に協力してもらえらるか 4②被災住民からの相談、修繕依頼への対応について ・非協会員で避難を行っている会社が多数ある。行政の負担軽減にはあまりならない 4③「長野県建築相談連絡会」「長野県災害支援活動連絡団体連合会」への参加 ・既存団体への加入であり、多くの組合員が重複加入となるのではない ④広域連携について ・協会のメリットを最大限に生かす活動ではあるが、その内容が前記①～③以外の場合、活動内容の事前想定がむずかしい。 4⑤災害費P2 (2) ①指定工期内での工事実施は、概算を示した上で精算すべき 4⑥全県に展開している建設業協会のメリットを生かした独自の活動を検討していくべき	4①：ご提案を参考に研究していきたいと思っています。 4②：支援隊としては、「長野県建築相談連絡会」や「長野県災害支援活動連絡団体連合会」へ参加するなかで、その一員として対応できる部分を担っていくべきだと思います。 4③：ご指摘のとおり重複して加入する形となる会社はありますが、「長野県建築相談連絡会」としての体制はより充実したものとなると思われます。 4④：ご意見はごもっともで、災害の復興や振興等によって異なった対応が必要となり事前での想定は難しいですが、準備できる範囲で備えるレベルをあげていくことが必要だと思います。 4⑤：①のご意見を踏まえた検討のなかで、実施できるような研究していきたいと思っています。 4⑥：ご提案に添えるよう研究していきたいと思っています。

信州大学工学部水環境・土木工学科の皆さんとの意見交換会アンケート結果

令和4年1月12日

(一社)長野県建設業協会

62名回答

※ 該当箇所□にレ点、又は記入をお願いします。

1. あなたのご出身は？(県内 10 (17%)・県外 49 (83%))

2. 信州の魅力とは何を感じていますか？

- A. 自然の豊かさ 46 (77%) B. 地勢：東京—中京の間の中間に位置する 14 (23%)
C. その他 0

3. 今後の進路についてはどのように考えていますか。

- A. 大学院進学 18 (30%) B. 官公庁就職 22 (37%) C. 建設会社就職 9 (15%)
D. 設計事務所就職 2 (3%) E. その他 9 (15%)

4. 卒業後の終の棲家の希望地はどうお考えですか？

- A. 出身地へリターン 22 (37%) B. 長野県内 5 (8%) C. フリー 33 (55%)

5. 長野県内建設業への関心はありますか？

(・ある 17 (28%)・ない 11 (18%) ・どちらでもない 32 (53%))

6. 長野県内の企業に就職するとしたら、次のどんな点を基準にされますか？

- A. どちらかという仕事やり甲斐を一番に考える 23 (38%)
B. どちらかという転勤が無いなど生活を一番に考える 35 (58%)
C. その他 2 (3%)

- ・公共交通機関があまり発達していなく、車所持前提の生活になると予想されるので、車の運転が苦手な私にとって生活が不便に感じられる。
- ・長野県は人口減少が著しい県の一つであるため、企業の事業縮小が予想される。高度経済成長期などに造られた構造物の補修工事などが当時期に重なっているが、大きな補修工事の波を乗り越えた後は、企業の縮小が起こるのではないかと考える。
- ・人口減少に伴う市場の縮小の影響を一番に受けてしまいそうな気がします。

9. 入社時研修に指導して欲しいことはありますか？

- ・なし (23)
- ・不明 (19)
- ・不明であるが、丁寧な指導があると良いと思います。
- ・先輩に1対1で指導してもらえ、ブラザーシスター制度が取り入れてあってほしい。(3)
- ・社会人としてのビジネスマナー、心構え (2)
- ・仕事の内容、イロハ
- ・仕事に必要な知識は基本的なことから応用的なものまでしっかり働けるよう指導してほしい。
- ・専門用語や知識を指導してほしい。
- ・特に私たちの学年ではオンライン授業中心で対面での実験の授業が動画だけになったりと、実際の操作を体験していないことが多いので、そういった事情を考慮しながら専門的な事柄をご指導いただけると助かると思いました。
- ・ICT 技術
- ・現場で外部の人と多くやり取りすることとなるが、マシナリの仕方について教えてほしい。
- ・現場の近隣住民とのコミュニケーション方法。
- ・今後新入社員にどこを目指してほしいかを指導してほしい。また、会社から必要とされるスキルを示してほしい。
- ・自社及び関与が強いと思われる他社の歴史やつながりなど。
- ・英語

10. 日常感じている建設会社に対する率直な印象を教えてください。

【良い印象】

- ・建設業は社会の基盤なので、成果の見えるやりがいのある仕事だと思っている。
- ・やりがいのある仕事であると思う。
- ・非常に大変そうではあるがやりがい大きいのではないかと感じています。
- ・今回の授業で初めて長野県内の企業の話を知りました。正直、就活を始める際に、視野には入っていませんでした。しかし、今回の話を聞いて、災害時において早急に駆けつけ復旧作業を行えたり、地元住民の方の声を実現しやすかったりするのはとても大きな強みだなと感じました。私は、卒業後は公務員の役職につき、地元住民の声を聴きながら住みやすい街を作りたいと考えていますが、地元の建設業界でも地元住民のために仕事をするのも良いなと思いました。また、ワークライフバランスは特に重要視していますが、家族との時間を作りながら、好きな仕事ができるのはいいなと思いました。今後の就職活動では、地元の建設業界も視野に入れて行きたいと思っています。

- ・常に野外で作業している。
- ・地域の暮らしに密接に関わっており、重要な存在だと感じている。また、現場での作業は重労働で大変なのではないかというイメージもある。
- ・一般的にきついといわれる業界だが、具体的に何がどうきついかわからない
- ・現代日本社会の中で古いしきたりが比較的残っている
- ・業界内でのヒエラルキーがありそうな感じがする。
- ・横の繋がりも縦の繋がりも薄そう
- ・偏見かもしれませんが、人間関係が体育会的な傾向が強いイメージがあります。
- ・建設会社の印象としては、とても上位下達が強く人間関係がとても狭い印象である。そのため、自分は就職したいとは思わない。また、土木業界や建設業界はデータ、AIなどのソフトテクノロジーと相性が良く、導入することで生産性が急激に上がることがあるのではないと思うが、多分多くの建設業界のトップは既得権益にしがみついてあまりイノベーションを起こす行動を業界全体で進めないと推測する。
- ・派遣が多く自由度が低い印象
- ・ドローンといった新しい技術が開発されているが、その多くの技術が開発段階であったり、多くの課題を残しており、まだ全国的に普及していないイメージがある。
- ・休日が少ない印象。自分は趣味も大切にしていきたいと思っているのでそこが合っていない印象。
- ・希望する職種が異なるため、あまり考えたことがない
- ・ZOOMだとアンケートの質問文が分からないため何を回答してよいか分からない
- ・設問不明（4）
- ・なし（3）

令和4年2月25日

会員各位

一般社団法人長野県建設業協会

信越放送株式会社ラジオ局

メディアを活用したリクルーティング対策事業についてご協力の御願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本協会の事業に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県内の労働市場は少子化の影響を受け、新たな働き手を雇用することが大変困難な時代となって参りました。特に建設業では、29才以下の建設技能者数は、全体の10%以下、さらに60才以上の技能者は約30%を占め、10年以内には大半が引退を迎える見込みで、技能者の大幅な減少は避けることができません。今後、大規模な自然災害の頻発が予想される中、建設技能者の確保は喫緊の課題となっています。

これらの課題を解決すべく、本協会青年部会では、建設業に対する認知度の向上として、千曲市植生中学校での「校内ハローワーク」「職業体験学習」、屋代中学校での長野県建設部との連携による「防災学習」を実施致しました。将来の建設業の担い手に、直接アプローチできる機会を十分生かし、建設業に対する理解を深めて頂きたいと考えています。

また、この流れを確実なものとする為に、本協会では、建設業のイメージアップを目的とし、親世代を含めた長野県民全体へ接触を図るために、SBCラジオと連携し、「建設業カード企画」を実施する事と致しました。

この企画は、会員企業が施工した土木・建築構造物を紹介する「建設業カード」を、会社と一般を結ぶアプローチ品としてご利用頂きます。

さらにSBCラジオでは、カードで取り上げた各企業の従業員である施工現場に携わった技術者・技能者の生の声を番組にすることで、建設業に携わる素晴らしさを伝え、建設業のイメージアップを図ります。

※会員の皆様にはこの事業の趣旨をご理解頂き、ご参加頂きます様

宜しくお願い申し上げます。

建設業カードのご案内

趣旨

少子化や、進学の為の県外転出により、建設業界の求人は一層困難な時代を迎えようとしています。建設業の職業理解とイメージアップを推進し、建設業界への関心を喚起するために、「建設業カード企画」を実施致します。つきましては、会員各位のご理解とご協力をお願い致します。

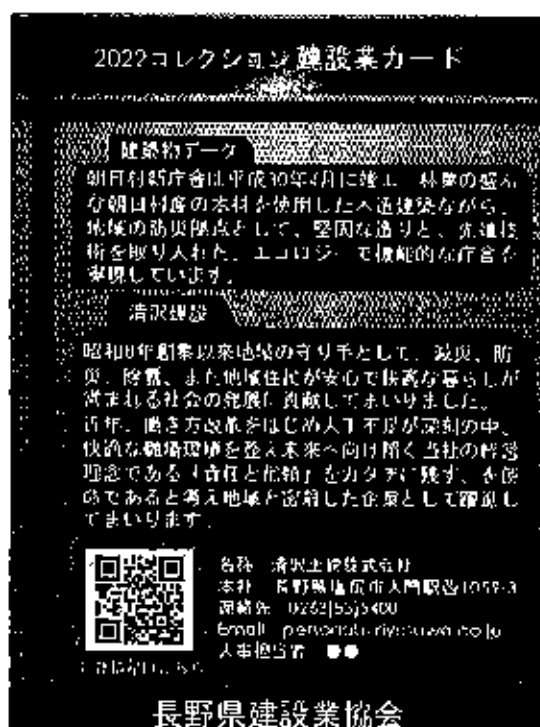
建設業カードとは

建設業のイメージアップと、若年層に対し、身近な建造物に興味を持ってもらうための情報ツールです。建築物、構造物をはじめ、大型建機、工事現場建設技術をビジュアルで見て頂くことで、建設業を学べるように致します。建設業協会のPR事業や個々の会社説明会などでの配布を想定しています。

建設業カードの概要

- 名称：建設業カード
- 仕様 名刺大 フルカラー印刷
- 表面 会社名 建築物、構築物、建機、現場の写真とキャプション
- 裏面 写真の説明 会社データ HPへのQRコード
- 発行枚数 1社3名 1名分 500枚 で34社 51000枚発行（想定案）
- 配布方法 会社説明会、会社又は協会のイベントでの配布。

建設業カードのイメージ



建設業協会 長野県支部

（一社）長野県建設業協会会員企業

建設業協会 地域貢献部

地域貢献

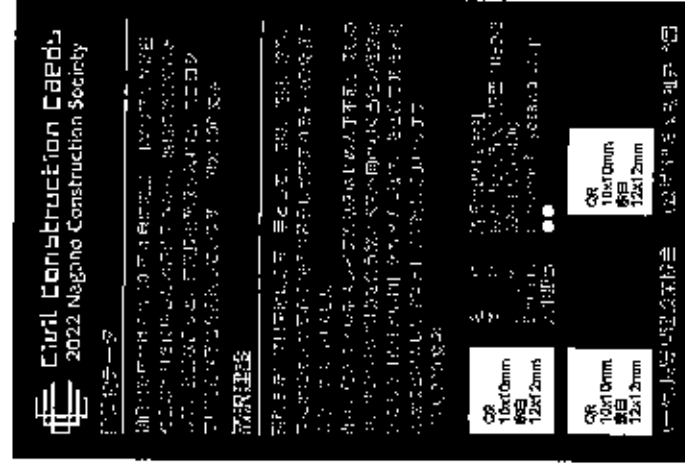
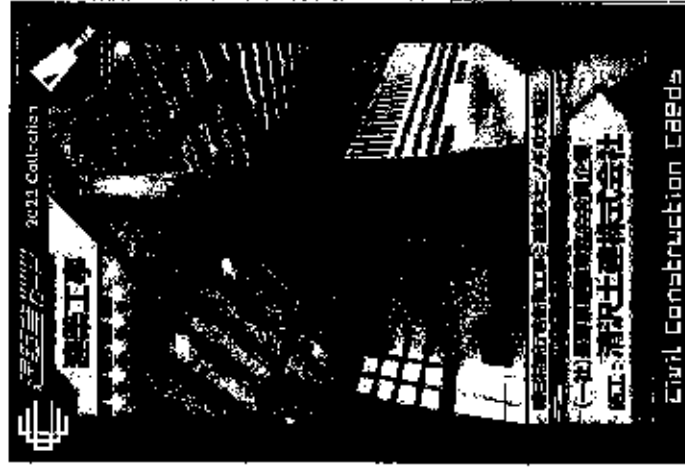
塩尻市ボランティア 高ボッチ高原外来種除草

（一社）長野県建設業協会会員企業

施工：清沢土建株式会社

Recruit Card

キャラクターカード型 (カードゲームなど)



ロゴタイプ01

ロゴシンボル

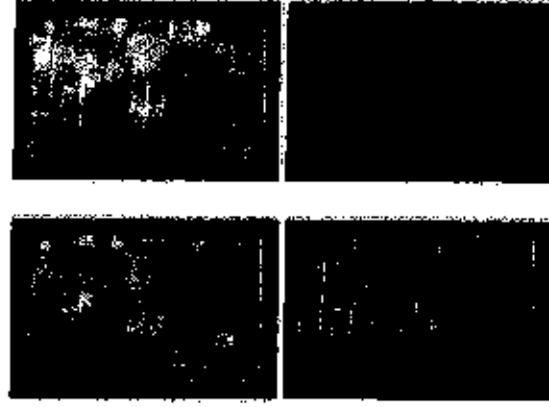
Civil Construction Cards



ロゴタイプ02

建築士カード

カラーバリエーション



文字数

建築物データ

25x4行 最大100文字

会社データ

25x8行 最大200文字

QRコード

読み取り推奨最低サイズ 10mm

建設現場への中学生職場体験学習の受入れについて
令和4年度以降の取組検討

日 時 令和4年2月15日（火）13:15～

場 所 長野県建設業協会（長建ビル）役員室

出席者 長野県建設業協会 清澤副会長、大月特任理事

長野県建設部技術管理室 関副主任専門指導員、北澤専門指導員

1 出前講座（千曲市モデル）の取組拡大

2 職場体験学習の内容検討と取組拡大

3 推進方法

・実施状況の確認、事例共有の方法

・建設業協会と県との役割分担

普通科高校生、中学生の皆さん

県内の学校への配布イメージ

建設業の現場で職場体験学習を受け入れます

職場体験

現場への受入れ



出前講座

学校での学習会



災害対応
建設業の底力

R元年台風19号
ドキュメント



最新の技術や、
現場の臨場感が
体感できるよ

スゴい！

新技術 体験

ICT建設機械の
VR体験



- ▷ 普段は入れない工事現場内へご案内します
- ▷ 工事の臨場感や迫力が体感できるよ
- ▷ 地図に残る仕事のやりがい味わおう！
- ▷ ものづくりの楽しさを体験しよう！



若手技術者、女性技術者からのメッセージ
仕事、私生活...気になることをインタビュー

出前講座の様子

https://youtu.be/*****



お問い合わせ先 (一社) 長野県建設業協会 事務局 (担当〇〇)

T 380-0824 長野市南石堂町1230

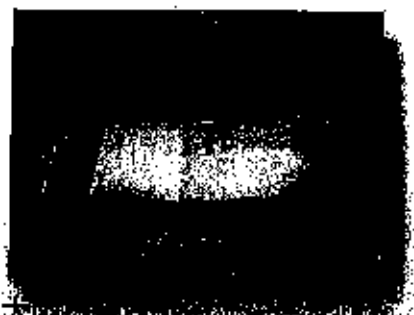
TEL 026-000-0000 / FAX 026-000-0000

E-mail 0000@0000.jp

県建設部より 長野県の防災の取り組み

県民を災害から守る方策が、いたるところにあることがわかりました。

砂防堰堤



大雨時の砂防堰堤の状況

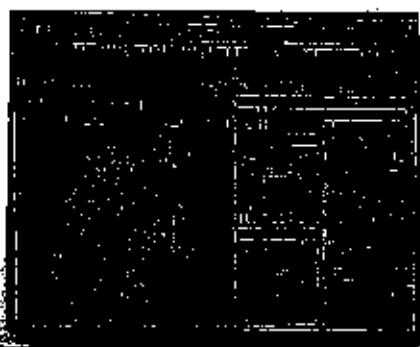
自然災害に強い道路整備

道路の安全性を確保する
法面の補強工事

大雨に対する情報提供



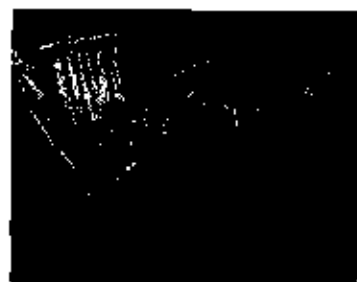
河川を監視するカメラ



大雨に対する情報提供…

河川砂防情報ステーション

…防災アプリとして、スマホで見ることができる



河川の水位を計測

地震による液状化現象の実験

粒子の大きさがほぼ同じ土が、地下水で満たされている場所で発生しやすい。

このような場所の土は、粒子が結びついて支え合っているが、そこに地震が発生して繰り返し振動させられることで、地下水の圧力が高くなって、砂の粒子の結びつきがバラバラになって、地下水に浮いたような状態になることが「液状化現象」です。

地震を想定して、
揺らしてみると……じわりじわりと、水
が浮き出てきて…建物や橋は液状化で倒
れたり、浮いたり…

液状化対策として、
①井戸を掘って、ポンプで水抜き
②液状化しやすい水を含んだ土をセメントなどで固める。
③液状化しやすい土を取りのぞき、液状化しにくい土に置き換える。

などがあります。

液状化により…



他にも「土石流対策模型」「耐震性実験」などがありました。
生徒の皆さんにとっては、とても興味深く、建設業と防災について、改めてその大切さを感じることができた。



3 建政技第 号
令和4年(2022年)2月 日

建設部関係課長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

工事現場等における除雪経費の計上について

このことについて、冬期工事現場等における除雪経費の取扱いについて(平成18年1月18日付け17監技号外)及び工事一時中止ガイドライン等に基づき対応いただいているところですが、工事一時中止等ができない場合や例年以上の降雪があった場合は、下記により取り扱うこととしますので、適切な対応にご配慮願います。

記

1 対象工事

次の条件にすべて該当する工事

- ・各種制約により工事一時中止等ができない工事
- ・当該地域の日降雪量が「過去10年間における年毎の日降雪量の最大値の平均値」を超えた工事^{※1}
- ・当該地域で「日降雪量が30cm」を超えた工事^{※1}

※1：最寄りの気象庁観測所等のデータにより確認

2 除雪経費の計上

受注者から工事現場内の除雪経費の計上について協議があった場合は、上記条件を満たすことを確認したうえで、見積りにより準備費へ積上げ計上してください。

なお、計上できる経費は、上記条件を超えた降雪に伴う除雪経費(対象は機械除雪)とし、見積りの妥当性を確認するため、受注者からの作業日報等で実績の確認を行ってください。

また、予算の種別によっては国と協議する必要があるため、費用を計上する際は、事前に事業課と協議してください。

技術管理室基準指導班

栗林 一彦(室長)、今吉 聡(担当)

電話 026-235-7323(直通)

防災無線 8-231-3344

電子メール gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

令和3年度長野県優良技術者表彰【一般部門；建設工事】

会社別件数	
会社名	件数
㈱ アサヒ コーポレーション	5
中野土建 ㈱	4
北信土建 ㈱	4
㈱ 新津組	3
㈱ ヤマウラ	2
㈱ 守谷商会	2
㈱ 東城組	2
浅川建設工業 ㈱	2
日本綜合建設 ㈱	2
トライアン ㈱	1
㈱ トライネット	1
㈱ 永井本店	1
㈱ 塩川組	1
㈱ 岡谷組	1
㈱ 丸山組	1
㈱ 宮下組	1
㈱ 山倉建設	1
㈱ 山本組	1
㈱ 小宮山土木	1
㈱ 小山産業	1
㈱ 創恒	1
㈱ 大河建設	1
㈱ 竹花組	1
㈱ 藤巻建設	1
㈱ 尾畑組	1
㈱ 北野	1
㈱ 北條組	1
㈱ 本木建設	1
丸登電業 ㈱	1
吉川建設 ㈱	1
宮下建設 ㈱	1
共和興業 ㈱	1
高木建設 ㈱	1
山一建設 ㈱	1
山崎建設 ㈱	1
神稲建設 ㈱	1
千曲建設工業 ㈱	1
川浦土建 ㈱	1
村松建設 ㈱	1
東和電設 ㈱	1
藤森土木建設 ㈱	1
飯島建設 ㈱	1
木下建設 ㈱	1
木曾土建工業 ㈱	1
有限会社 原山木材	1
総計	62

発注機関別件数	
発注機関	件数
長野建設事務所	12
北信建設事務所	10
飯田建設事務所	5
伊那建設事務所	4
上田建設事務所	4
安曇野建設事務所	3
上伊那振興局	2
諏訪振興局	2
千曲川流域下水道事務所	2
土房川砂防事務所	2
北信振興局	2
工業技術総合センター	1
佐久建設事務所	1
佐久振興局	1
施設課	1
松本建設事務所	1
諏訪建設事務所	1
千曲建設事務所	1
大町建設事務所	1
長野振興局	1
南信州振興局	1
姫川砂防事務所	1
北アルプス振興局	1
木曾建設事務所	1
木曾振興局	1
総計	62

工事区分別件数	
工事区分	件数
道路	27
砂防	8
橋梁	6
治山	5
街路	4
河川	3
ため池	2
下水道	2
急傾斜	2
建築	2
農地	1
総計	62

施工地ブロック支部別件数	
ブロック支部	件数
中信	9
安曇野	3
大北	3
木曾	2
松筑	1
東信	6
上田	4
南佐久	2
南信	15
伊那	6
飯田	6
諏訪	3
北信	32
長野	19
飯山	9
中野	3
更埴	1
総計	62

令和3年度 長野県優良技術者表彰受賞者【若手部門；建設工事】

会社別件数	
会社名	件数
(株) フクザワコーポレーション	3
トライアン (株)	1
(株) 塩川組	1
(株) 宮下組	1
(株) 今井工務店	1
(株) 大河建設	1
(株) 藤巻建設	1
丸登電業 (株)	1
中野土建 (株)	1
中澤木材 (株)	1
総計	12

発注機関別件数	
発注機関	件数
北信建設事務所	3
北信振興局	2
伊那建設事務所	1
上田建設事務所	1
大町建設事務所	1
長野建設事務所	1
飯田建設事務所	1
姫川砂防事務所	1
木曽建設事務所	1
総計	12

工事区分別件数	
工事区分	件数
道路	6
橋梁	2
治山	2
街路	1
地すべり	1
総計	12

施工地ブロック支部別件数	
ブロック支部	件数
中信	3
大北	2
木曽	1
東信	1
上小	1
南信	2
伊那	1
飯田	1
北信	6
飯山	4
中野	1
長野	1
総計	12

令和3年度 受賞工事の発注機関別得点分布

※10ブロック内の振興局等の受賞工事も含む

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
成績点↓	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曽	松本	大町	長野	北信	計
98									1		1
97											0
96									1		1
95									1		1
94					1				1	4	6
93	1	1	2	1	2			1	1	2	11
92	1			1	1	1	1		6	1	12
91		2	1	2		1	3	1	8	3	21
90		1		2	2			1	1	2	9
計	2	4	3	6	6	2	4	3	20	12	62

△ 出社予定
○ 出社予定
● 出社予定
□ 出社予定

△ 出社予定
○ 出社予定
● 出社予定
□ 出社予定

2月行事予定表

日	月	日	月	日	月
16	水				
17	木				
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				
26	土				
27	日				
28	月				
29	火				
30	水				
31	木				

2月行事予定表

日	月	日	月	日	月
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				

役員及び従業員に対する人数・資格者調査について（結果）

令和4年2月

（一社）長野県建設業協会

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽	松筑	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
回答数	25	34	21	43	44	51	18	58	19	34	7	12	15	68	17	466
会員数	25	35	21	44	54	51	18	58	19	34	7	14	15	77	17	489
回答率	100%	97%	100%	98%	81%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	86%	100%	88%	100%	95%

1-1. 役員及び従業員等の人数について

	合 計	役 員			従 業 員			その他
		社 長	取締役		事務職	技術職	技能職	
全社人数	13,272人	462人	927人		2,086人	6,144人	2,524人	1,129人
うち女性人数	1,722人	9人	193人		1,131人	226人	51人	112人
うち30歳以下人数	1,594人	0人	14人		255人	676人	392人	257人

1-2. 全社人数の分布

人数	1人	2~5人	6~10人	11~15人	16~20人	21~25人	26~30人	31~35人	36~40人	40人台	50人台	60人台	70人台	80人台	90人台	100人以上
会社数	1社	44社	121社	68社	53社	39社	36社	23社	13社	17社	12社	5社	5社	6社	1社	21社
%	0.2%	9.4%	26.0%	14.6%	11.4%	8.4%	7.7%	4.9%	2.8%	3.6%	2.6%	1.1%	1.1%	1.3%	0.2%	4.5%

1-3. 女性人数の分布

人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~20人	21~30人	31~40人	41~50人	51~100人
会社数	42社	109社	117社	70社	37社	36社	14社	6社	8社	4社	4社	13社	1社	2社	1社	3社
%	9.0%	23.4%	25.1%	15.0%	7.9%	7.7%	3.0%	1.3%	1.7%	0.9%	0.9%	2.8%	0.2%	0.4%	0.2%	0.6%

1-4. 30歳以下人数の分布

人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~20人	21~30人	31~40人	41~50人	51~100人
会社数	247社	77社	28社	24社	17社	17社	10社	7社	4社	3社	4社	15社	7社	3社	1社	3社
%	53.0%	16.5%	6.0%	5.2%	3.6%	3.6%	2.1%	1.5%	0.9%	0.6%	0.9%	3.2%	1.5%	0.6%	0.2%	0.6%

4-1. 役員及び従業員に対する資格者数について（建設業経理士）

	役員			従業員					
	社長		取締役	事務職		技術職		技能職	その他
	1級	2級	1級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
合 計									
全社人数	8人	52人	20人	92人	523人	5人	48人	0人	2人
うち女性人数	1人	3人	7人	40人	319人	2人	13人	0人	1人
うち30歳以下人数	0人	1人	0人	2人	42人	1人	1人	0人	0人

4-2. 建設業経理士 1社あたりの有資格者数

資格者数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10~15人	16~20人	21~50人	51~100人	100人以上
会社数(1級)	393社	45社	36社	4社	1社	1社	1社	1社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
(%)	84.3%	9.7%	7.7%	0.9%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
会社数(2級)	166社	150社	67社	38社	18社	9社	3社	4社	1社	1社	5社	1社	1社	1社	0社
(%)	35.6%	32.2%	14.4%	8.2%	3.9%	1.9%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%	1.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

1. 役員・従業員の人数について（うち女性人数：10人以上）

支 部	会社名	役員		従業員				合計
		社長	取締役	事務職	技術職	技能職	その他	
長野19	北野建設株式会社			64	26			90
中高6	株式会社高見澤			37			46	83
伊那38	株式会社フォレストコーポレーション		2	8	23	4	14	51
伊那50	株式会社ヤマウラ			29	21			50
長野70	株式会社守谷商会			30	7			37
飯田21	神縮建設株式会社			23	9			32
飯田48	吉川建設株式会社			18	4			22
佐久20	竹花工業株式会社		2	7	5		6	20
長野75	ワールド開発工業株式会社			15		5		20
佐久19	株式会社竹花組			18	1			19
大北26	北陽建設株式会社			19				19
松筑48	松本土建株式会社			12	2		4	18
南佐久14	株式会社新津組			10		7		17
南佐久8	株式会社黒澤組			10	5	1		16
飯山12	株式会社フクザコーポレーション		2	9			5	16
松筑40	ハシバテクノス株式会社			12	2			14
諏訪6	株式会社岡谷組		2	10	2			14
長野74	林業笠原造園株式会社			9	3	1		13
中高10	中野土建株式会社			10	2			12
長野38	高木建設株式会社		1	5	3		2	11
伊那29	西武建工株式会社			3	4		3	10
飯田19	木下建設株式会社			8	2			10
佐久14	株式会社小宮山土木			7	1	1	1	10
長野3	飯島建設株式会社		1	8	1			10

全社人数に対する
女性人数の割合

14.1%
15.4%
41.8%
13.5%
9.3%
15.2%
10.0%
12.5%
6.1%
12.1%
9.7%
13.2%
13.1%
15.5%
15.6%
14.1%
10.5%
26.0%
13.7%
13.5%
16.6%
9.3%
20.4%
12.3%

2. 土木施工管理技士について（1級：20人以上の会社）

支部	会社名	社長		取締役		事務職		技術職		技能職		その他		合 計		全社人数に 対する割合 (%)
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	
伊那50	株式会社ヤマウラ	1		5				109	18					115	18	31.0%
長野70	株式会社守谷商会	1		2		3		83	63					89	63	22.5%
飯田48	吉川建設株式会社			1		18	2	61	2					80	4	36.3%
大北26	北陽建設株式会社	1		1				60	5	1				63	5	32.3%
長野19	北野建設株式会社					10	8	45	20					55	28	8.6%
飯田21	神和建設株式会社	1		1			2	49	22		7			51	31	24.2%
木曽6	木曽土建工業株式会社	1		7	1			14	6	22	20			44	27	62.8%
松本48	松本土建株式会社	1		1		10	1	25	4	0	4	6	2	43	11	31.6%
諏訪6	株式会社岡谷組			2			1	40	33					42	34	31.5%
佐久19	株式会社竹花組	1		3	1	5	4	23	4	5	5	4	2	41	16	26.2%
飯田19	木下建設株式会社	1		3		12	3	24	5		5			40	13	37.3%
須坂11	株式会社北條組			3		3	1	29	5	1	2			36	8	33.3%
長野75	ワールト開発工業株式会社			1				10		24	51			35	51	10.7%
南佐久17	畑八開発株式会社	1		4		2	3	26	15					33	18	32.6%
長野17	川中島建設株式会社			3			2	27	5	1	0	2	2	33	9	44.0%
長野12	株式会社鹿熊組			3		5	2	22	1		5			30	8	36.1%
南佐久14	株式会社新津組			1		2		27	5		2			30	7	23.2%
飯田17	北沢建設株式会社	1		2		2		25	7					30	7	65.2%
伊那47	宮下建設株式会社	1		2	1	2	1	22	22	2	3			29	27	35.0%
飯田12	株式会社アグワコーポレーション	1		3	3	1	1	13	2	4	10	6	2	28	18	27.4%
大北11	株式会社相模組		1	1	21			25	7	1				27	29	25.7%
長野59	北信土建株式会社			1	1		1	24	2					25	4	18.9%
佐久20	竹花工業株式会社		1	2				22	18					24	19	17.2%
大北6	金森建設株式会社	1		3		1		19	8					24	8	33.8%
諏訪10	奥和工業株式会社			2		1		21	3					24	3	36.9%
木曽3	奥田工業株式会社	1		4		1	3	16	6					22	9	44.0%
諏訪19	スワテック建設株式会社	1		1				20	2					22	2	26.5%
諏訪34	藤森土木建設株式会社	1		3				16				2		22	0	73.3%
伊那40	福美建設株式会社	1		2	1		1	17	9		2	1		21	13	38.1%
中野10	中野土建株式会社			2				17	5	2	4			21	9	24.1%
飯田33	長豊建設株式会社	1		2				18	4					21	4	40.3%
飯田13	勝間田建設株式会社	1		2				17	3					20	3	41.5%

4. 建設業経理士について（1級：2人以上の会社）

支部	会社名	社長		取締役		専務職		技術職		技能職		その他		合計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
長野19	北野建設株式会社					12	52		1					12	53
長野70	株式会社守谷商會			1		6	14							7	14
伊那50	株式会社ヤマウラ				1	6	16							6	17
大北26	北陽建設株式会社				1	5	8							5	9
長野59	北信土建株式会社					4	4							4	4
長野17	川中島建設株式会社					2	5					1		3	5
佐久19	株式会社竹花組					3	3							3	3
長野12	株式会社鹿熊組	1				2	2							3	2
大北1	株式会社今井工務店			1		2								3	0
飯田48	吉川建設株式会社					2	22		1					2	23
飯田12	株式会社フクサワコーポレーション		1	1	1	1	4		2				3	2	11
諏訪6	株式会社岡谷組					2	7							2	7
大北11	株式会社相模組	1				1	5							2	5
飯田19	木下建設株式会社					2	3							2	3
中高12	平塚土建株式会社		1		1	1	1		1					2	3
南佐久17	畑八開発株式会社			1		1	3							2	3
飯田10	小本曾建設株式会社				1	2	2							2	3
南佐久14	株式会社新津組			1		1	2							2	2
長野3	飯島建設株式会社					2	1							2	1
伊那2	浅川建設工業株式会社					2	1							2	1
更埴6	長坂建設株式会社							2	1					2	1
佐久3	池田建設株式会社			1		1	1							2	1
飯田33	長豊建設株式会社		1	1		1								2	1
中高15	株式会社湯本工務店					1						1		2	0
諏訪34	藤森土木建設株式会社			1		1								2	0
上小11	株式会社創 恒	1				1								2	0
諏訪22	株式会社高見土建					1		1						2	0

会 員 異 動

令和4年2月

2月25日現在 489社

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
安曇野	大松建設 株式会社	小松 秀樹	小松 儀郎
長 野	三共建設 株式会社	松橋 一男	高山 茂実

△ 臨時総会
○ 臨時総会
● 臨時総会
▲ 臨時総会
◆ 臨時総会

△ 臨時総会
○ 臨時総会
● 臨時総会
▲ 臨時総会
◆ 臨時総会

3月行事予定表

日	時	会	場	備
1 火	▲	園工・園務関係分科会 13:30 (オンライン)		
2 水	▲	第1回園務分科会の連絡・向上分科会 13:15 (休園ビル) 第2回園務分科会の連絡・向上分科会 11:00 (休園ビル)		
3 木	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
4 金	●	全園務分科会 10:30 (休園ビル) 園務分科会の連絡・向上分科会 13:00 (休園ビル)		
5 土				
6 日				
7 月	■	天竜川上流治水対策協議会 3 園務分科会 13:15 (休園ビル)		
8 火		第4回園務分科会 13:30 (休園ビル)		
9 水		第4回園務分科会 13:30 (休園ビル)		
10 木				
11 金	●	第4回園務分科会 13:30 (休園ビル)		
12 土	■	第4回園務分科会 13:30 (休園ビル)		
13 日	■	第4回園務分科会 13:30 (休園ビル)		
14 月				
15 火		全園務分科会 13:30 (休園ビル)		

3月行事予定表

日	時	会	場	備
16 水	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
17 木				
18 金	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
19 土				
20 日				
21 月	▲	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
22 火	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
23 水	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
24 木	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
25 金	●	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
26 土				
27 日				
28 月				
29 火				
30 水	▲	全園務分科会 13:30 (休園ビル)		
31 木				

2月25日現在

☐ 國庫券
☒ 臨時國庫券
發行所

4月行事予定表

2月25日現在

[illegible]

清國駐在
 朝鮮國公
 使館書記
 官 金 永
 大 臣 金

4月行事予定表

期日	期	会	日	注
1 金	◎●●●	青年会村 11:30 (祝会)		
2 土				
3 日				
4 月				
5 火				
6 水				
7 木		海軍格納艇講習会 10:20 (仙久輪町 図) 299号 砲五科		
8 金				
9 土				
10 日				
11 月				
12 火	◎○◎●●● ◎○◎●●●	新年度お祝い 9:30 (東方) 正副会長会 10:30 (祝会)	◎●●●● ◎●●●●	東海正副会長会 12:30 (東海ビル) 東海正副会長会 13:00 (東海ビル)
13 水	◎●●	閉プロ会長会 12:00、東幹会 11:00 (東海ビル)		
14 木	◎●●◇	青年会村大会 東海正副会長会 青年会との意見交換会及び祝会 (~17日)		
15 金				

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 総務部長
※ 兼任理事

5月行事予定表

日	月	日	会	同	課
1	日	1			
2	月	2			
3	火	3	憲法記念日	憲法記念日	
4	水	4	みどりの日	みどりの日	
5	木	5	こどもの日	こどもの日	
6	金	6			
7	土	7			
8	日	8			
9	月	9			
10	火	10			
11	水	11			
12	木	12			
13	金	13	②○◎●■ 至聖会奉告会 10:30 (協会)	◎▲●■ 施設連理委員会 - 至聖会 13:30 (東郷ビル)	
14	土	14			
15	日	15			

△ 担当兼任理事
◇ 幹事理事
● 専任理事
■ 常務理事
□ 監事

5月行事予定表

日	月	日	会	同	課
16	月	16			
17	火	17			
18	水	18			
19	木	19	★		全神協連理 4 7 回通常総会 14:30 (東郷ビル参加)
20	金	20			
21	土	21			
22	日	22			
23	月	23			
24	火	24			
25	水	25			
26	木	26	◎○◎◎●■ 施設連理委員会 6 月 9 回通常総会 13:00 (ホテル/図21)		
27	金	27			
28	土	28			
29	日	29			
30	月	30	◎○◎◎●■ 本協賛会 13:00 (ホテル/図21) ◎○◎◎●■ 施設連理委員会 14:00 (ホテル/図21)	◎▲ 大東協賛会 11:00 (ホテル/図21)	
31	火	31			

2月25日現在

日	時	会	場	日
16 木				
17 金	△●●●● ◎○●●●●	立憲憲法研究会・東京会・東京地区 10:30 (ホテルメトロポリタンの)		
18 土				
19 日				
20 月				
21 火				
22 水				
23 木	◎○◇●●● ◎○◇●●● ◎○◇●●● ◎○◇●●● ◎○◇●●●	立憲憲法研究会東京会 11:00 (ホテルメトロポリタンの東京 有明) 立憲憲法研究会 13:30 (ホテルメトロポリタンの有明 有明) 立憲憲法研究会 14:00 (ホテルメトロポリタンの有明 有明) 立憲憲法研究会 16:00 (ホテルメトロポリタンの有明 有明)		
24 金				
25 土				
26 日				
27 月				
28 火	◎	立憲憲法研究会東京会 (東京都千代田区有明のランドマークビル)		
29 水				
30 木	◎	立憲憲法研究会東京会 15:00 (立憲憲法研究会)		

3 長野建協発第 264 号

令和 4 年 2 月 18 日

長野県建設業協会
支部長 様

一般社団法人長野県建設業協会
会 長 木下 修
(公印省略)

除雪機械運転講習会の開催について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から協会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県協会では除雪機械を扱うオペレーターの皆様を対象に、技術向上を図ることを目的としまして、除雪機械運転者講習会を開催いたします。

つきましては、支部会員の皆様に別添の県協会からの案内文の送付をお願いいたします。

担当 手塚

令和 4 年 2 月 18 日

長野県建設業協会
会員 様

一般社団法人長野県建設業協会
会 長 木下 修

除雪機械運転講習会開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から協会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県協会では除雪機械を扱うオペレーターの皆様を対象に、技術向上を図ることを目的としまして、除雪機械運転者講習会を下記のとおり開催しますので、ご参加下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 4 年 4 月 7 日 (木)
【午前の部】 10:20～12:20 (受付 9:50～)
【午後の部】 13:10～15:40 (受付 12:40～)
2. 場 所 南佐久郡佐久穂町 (国) 299 号 麦草峠 白駒池駐車場
3. 講習内容 (1)【講義】除雪機械の作業前・終了時点検
(2)【実技】ロータリー除雪車、除雪トレーダの運転 (一人当たり約 30 分～40 分程度)
*実技修了者は順次解散となります。
4. 対 象 者 「大型特殊免許」取得者
5. 参 加 費 無 料
6. 定 員 50 名
7. 申込方法 別紙「除雪機械運転講習会参加申込書」にご記入のうえ、3 月 7 日 (月)までに F A X にて申込をお願いします。
8. そ の 他 ・昼食が必要な方は各自で持参願います。
・講習会受講者の皆様には、後日、講習会の詳細につきましてご連絡いたします。

担当 手塚

完成工事高契約 支部別 会員加入状況

令和4年2月21日現在

支部	会員数	加入企業数			会員 加入率
		会員	会員外	計	
南佐久	25	24	0	24	96.0%
佐久	35	35	0	35	100.0%
上小	21	6	0	6	28.6%
諏訪(※1)	43	42	0	42	97.7%
伊那	54	11	0	11	20.4%
飯田	51	13	0	13	25.5%
木曽	18	13	0	13	72.2%
松筑(※2)	57	37	0	37	64.9%
安曇野	19	4	0	4	21.1%
大北	34	18	0	18	52.9%
更埴	7	5	0	5	71.4%
須坂	14	14	0	14	100.0%
中高	15	6	0	6	40.0%
長野(※3)	75	6	0	6	8.0%
飯山	17	17	0	17	100.0%
直属	0	0	63	63	0.0%
合計	485	251	63	314	51.8%

(※1) 諏訪支部の会員数については、「常盤工業(株)諏訪支店」を除いている

(※2) 松筑支部の会員数については、「池田建設(株)松本営業所」を除いている

(※3) 長野支部の会員数については、「岩澤建設(株)長野支店」を除いている

【 前回報告(R3.11.22現在)以降の動き 】

新規加入 (手続き完了企業)		解 約
①松筑支部	㈲村山興業	①諏訪支部 ㈲丸竹工業
②大北支部	㈲傳刀産業	②諏訪支部 丸眞興業(有)
		↑
		退会により会員外へ2社移動

2020年(令和2年)6月1日より、職場における ハラスメント防止対策が強化されます！

パワーハラスメント防止措置が 事業主の義務(※)となります！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、**2022年(令和4年)4月1日**から義務化されます。
(それまでは努力義務)
・早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境
が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導
については、該当しません。

職場におけるパワハラ の3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景 とした言動	○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が 行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を 背景として行われるもの (例) ・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富 な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うこ とが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困 難であるもの 等
②業務上必要かつ相当 な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性が ない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が 害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者 の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が 生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じる こと ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、 同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業す る上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるか どうかを基準とすることが適当

- 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素
(※)を総合的に考慮して判断することが必要です。

※ 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業理・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、
労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

- また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行わ
れた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実
確認等を行うことも重要です。

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されます。

【事業主の責務】

- **職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと**等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）**。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること 注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての**相談を行ったこと**や**雇用管理上の措置に協力して事実を述べたこと**を理由とする**解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止**されます。

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されます！

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されます。

(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。)

① 事業主及び労働者の責務

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

◎ 職場における「セクシュアルハラスメント」とは、

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。

※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。

※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。

◎ 職場における「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」とは、

職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。

※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動(注)が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。

制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。

注：不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含まれます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**2020年(令和2年)6月1日から施行されます！**

ハラスメントは許しません！

〇年 〇月 〇日 (会社名) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者・氏名) 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

職場におけるハラスメントは、従業員の尊厳を傷つけるとともに、従業員が能力を発揮できず、また職場環境も悪化し、会社にとっても業務の遂行を阻害し社会的評価に影響を与える問題です。
わが社では下記のハラスメントを許しません！！

セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児・介護休業等ハラスメント	パワーハラスメント
従業員の意に反する性的な言動により従業員の就業環境を害することです。 例えば ・性的な冗談、質問 ・わいせつ図面の掲示 ・性的な噂の流布 ・身体への不必要な接触 ・性的な言動を拒否したことを理由とする不利益な取扱い ・交際、性的な関係の強要 等	従業員が妊娠・出産等した場合、又は育児休業や介護休業等を利用（しよう）した場合に、その従業員の就業環境を害することです。 上司や同僚による以下の言動 ・妊娠・出産・育児・介護のための法制度の利用に関して、阻害したり、不利益な取扱いを示唆する言動 ・妊娠又は出産したことや、妊娠等に起因する症状が生じていることに関する嫌がらせ 等	職場内での優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害することです。 代表的な言動の類型は ・身体的攻撃 ・精神的攻撃 ・人間関係からの切り離し ・過大な要求 ・過小な要求 ・個の侵害 等
例えば ・出張中の車内で上司に胸や腕を触られた ・同僚に取引先で自分の性的な内容の情報を意図的に渡された ・上司からの性的な要求を拒んだら不利益な配置転換をされた	例えば ・つわりで労働能率が低下したら「早めに辞めてもらうしかない」と上司に言われた ・育児を取りたいと相談したら上司に申出をしないよう言われた ・介護短時間勤務中、同僚から毎日嫌味を言われる	例えば ・みんなの前で大声で叱責された ・同僚が拳闘で無視をしてくる ・終業間際に過大な仕事を押し付けられる ・性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を暴露された

- ★「職場」とは、従業員が業務を遂行している場所を指し、取引先等も含みます。また、勤務時間外の宴会等であっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当します。
- ★「従業員」とは、正社員、パート社員、契約社員、派遣社員等、当社で働いているすべての従業員です。
- ★妊娠・出産・育児・介護休業等に関する否定的な言動は、妊娠等ハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。
- ★ハラスメントについては、上司、同僚だけでなく、取引先の方や顧客等も行為者になり得るものです。取引先や顧客等からハラスメント行為を受けた場合もご相談ください。
- ★取引先の方や就職活動中の学生など、自社労働者以外へのハラスメントも当然許されません。
- ★セクシュアルハラスメントについては、異性に対する行為だけでなく同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

従業員がハラスメントを行った場合は、就業規則上の懲戒規定に基づき、処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ②当事者同士の関係（職位）
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等



ハラスメント被害に遭っている方は、勇気を出して相談してください！

また、できれば相手に「嫌だ」「止めてください」と意思表示をしましょう！

●当社の相談窓口

〇〇部 〇〇太郎、〇〇花子 TEL: 〇〇-〇〇-〇〇〇 (Email 〇〇〇〇〇〇)

- ★実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、上記ハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
- ★相談者だけでなく、行為者等のプライバシーも守って対応します。
- ★相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方についても、不利益な取扱いはいりません。



休業等の制度利用のためには、業務配分の見直し等が必要な場合があります。制度の利用をためらう必要はありませんが、早めに上司等に相談して下さい。また、気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から業務に携わる社員とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

未 確 定 資 料

生コン販売価格の改定について

長野県生コンクリート協同組合連合会

原材料価格等の上昇に伴い、4月1日以降、県内各協同組合の生コンクリート販売価格を、現行から2,000円/㎡前後引き上げる価格改定を予定している。

《参 考》

★以下のとおり、生コン製造販売に係るコストが上昇

1 原材料価格の上昇

(1) セメント価格の値上げ表明

メーカー	値上げ時期	値上げ表明価格	値上げ率
太平洋セメント	令和4年1月出荷分	2,000円/t	17.1%
宇部三菱セメント	〃	2,200円/t以上	18.8%以上
住友大阪セメント	令和4年2月出荷分	2,400円/t	20.5%
デンカ	令和4年1月出荷分	2,300円/t	19.7%

(注)「値上げ率」は「積算資料2月」長野のセメント表示価格11,700円からの値上げ率としている。

(参考) 生コン1㎡あたりのセメント使用量：県内平均約300kg

(2) 混和剤価格の値上げ表明

- ・フローリック 令和4年4月1日出荷分～ 15～20%値上げ
- ・ポゾリス 令和4年1月1日出荷分～ 20円/kg～60円/kg値上げ

(3) 骨材価格の上昇

建設資材物価指数(経済調査会)による長野の骨材価格は、2019年(平成31年)4月を100とすると、2022年(令和4年)1月には指数で113.8となっており、現在の厳しい需給状況を勘案すると、更なる価格上昇が見込まれている。

2 その他の価格上昇

(1) 軽油価格の上昇(「石油製品価格調査」資源エネルギー庁)

2018年(平成30年)1月：129.3円/ℓ

2022年(令和4年)1月：159.6円/ℓ 価格上昇率：124.3%

(2) その他費用が上昇している経費

人件費、電気料金、産廃処理費、設備維持更新費、その他費用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手技術者の配置（試行））

若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、建設業者の施工能力の低下や品質確保への影響が懸念されるため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）の試行を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式において、主任技術者として若手技術者を配置することを評価する取り組みを、平成 27 年 10 月から開始。更に、加点点評価を平成 29 年 4 月から試行。しかし、年間約 30 件の試行において加点を申請する者は、2 割未満状況が続いている。（応札者のうち、加点申請者の率 H30：16.8%、R1：15.6%、R2：11.8%）
- また、実績が少ない若手技術者を、施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者へ配置することが難しい場合があるため、若手技術者を現場代理人として配置し、経験を積む機会を確保する必要がある。

2 見直し内容

- 若手技術者（40 歳未満）の主任技術者への配置について、加点を 0.25 点から 0.5 点へ拡大する（試行）。
- 若手技術者を現場代理人として配置することにより、当該工事を実績として将来、主任（監理）技術者となるべく経験を積む機会を確保するため、若手技術者（30 歳未満）の現場代理人への配置について、0.25 点の加点を追加する（試行）。

（現行）		今回（R4.4～）		将来（R4.0～）	
評価項目	評価点 （現行）		評価点 （見直し）		評価点 （見直し）
若手技術者（40歳未満）の主任技術者の配置	0.25	⇒	0.5	⇒	0.5
若手技術者（30歳未満）の現場代理人の配置	—		—		0.25

※ 30 歳未満の現場代理人兼主任（監理）技術者を配置した場合は 0.75 点とする。

3 実施時期

令和 4 年 4 月の公告案件から適用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（ICT活用工事）

建設工事におけるICT技術の活用推進を図るため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 令和2年9月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「ICT活用工事の実績」を加点評価する取組を開始。
- 令和3年12月までの実施状況において一定の効果は見られるものの、限定的な効果に留まっている。
（実施率 加点表明前：1.5%、周知期間：7.7%、加点開始後：8.1% ※1）
- 県内企業のICT技術の活用拡大を図るため、「ICT活用工事の実施方針」では、対象工種を拡大するなど順次見直しを進めている。
- 令和3年度上半期の公告案件における加点申請は、建設マネジメントで18.5%、技術者要件で5.3%であり、技術者の活用実績が低調であった。

※1 実施率は、取組を周知した令和元年7月の前後の公告案件のうち令和3年12月までに竣工した工事を対象に算出。
加点表明前は平成30年7月～令和1年6月、周知期間は令和1年7月～令和2年8月、
加点開始後は令和2年9月～令和3年9月までにそれぞれ開札した案件のうちICTを活用した工事の率。

2 見直し内容（案）

- 総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の「建設マネジメント」の加点項目に「当該工事において、ICTを活用することを誓約する者」を新設する。
- 技術者要件の加点を、0.25点から0.5点へ拡大する。
- 対象工事及び評価点（現行） 今回（R4.4～） 将来（R〇.〇～）

評価項目	評価点 (現行)	評価点 (見直し)	評価点 (見直し)
建設マネジメント－ICT実績	8,000万円以上 0.25	8,000万円以上 0.25	3,000万円～8,000万円 0.25
技術者要件－ICT実績	8,000万円以上 0.25	8,000万円以上 0.5	3,000万円～8,000万円 0.5
建設マネジメント－ICT活用（誓約）	—	—	8,000万円以上 1.0

※ 建築工事及び橋梁補修工事を除く

3 実施時期

令和4年4月の公告案件から適用